

Digital Microphone Manager

デジタルマイクロホンマネージャー

ソフトウェアリリースノート

アップデート内容

Ver.1.5.0

- ログイン機能が追加されました。
- マイクロホンを接続する際の「Connect to Device」画面で反映させたいデータ同期方向を選択されていない状態に変更しました。
- 設定に「Default Sync Direction」が追加されました。
- ピリオドを含むIPアドレス文字列をコピー＆ペーストで入力できるようにしました。
- .NET 8.0のRuntimeに対応しました。

Ver.1.4.3

- カメラ連動機能において、プロトコルをVISCA over IPに設定したときに、ポート番号を変更できるようにしました。
- ファームウェアバージョン1.2.1以前のATND1061を接続したときに、カメラ切断時のエラーメッセージ「[0220] (Camera communication error)」が表示されない問題を解決しました。
- ファームウェアバージョン1.0.4以前のATND1061を接続したときに、Settings & Maintenance>System settings>Networkタブが開かなくなる問題を解決しました。
- プロジェクト画面のメインメニューから「Connect Online Device」でマイクロホンを追加すると、前のプロジェクトで設定していた画像表示（Floor plan image）が残ってしまう問題を解決しました。

Ver.1.4.1

- ATND1061のファームウェアバージョンを最新にしても、ファームウェアの更新通知が表示される不具合を修正しました。

Ver.1.4.0

- 古いファームウェアバージョンのATND1061でも使用できるようになりました（対応していない機能はグレーアウトします）。
- ボイスリフト機能使用時にカバレッジビームとプライオリティビームの出力選択が追加されました。
- Include in Setting file設定のデフォルト値をOFFに変更しました。
- Reset All Settings to Defaultの実行時、ポップアップの「Yes」を押したあとのフローを変更しました。
- Command Link設定のデフォルト値をOFFに変更しました。
- カメラ切断時のエラーメッセージ「[0220] (Camera communication error)」が、カメラ再接続された際に自動で消えるようになりました。
- メインメニューから「Connect Online Device」を選択した際の、部屋の設定確認ダイアログを省略しました。
- 地域によって長さの単位が自動的に切り替わるように改善しました。
- 一部の英字キーボードで数値が正しく入力できない問題を解決しました。

アップデート内容

- 複数台追加時のビームゾーン表示を改善しました。
- 「Network」画面のIPアドレス表示を変更しました。
- その他、軽微な問題を解決しました。

Ver.1.3.0

- ボイスリフト機能を追加しました。
- ファームウェアや本ソフトウェアの自動アップデート機能を追加しました。
- その他、軽微な問題を解決しました。

Ver.1.2.0

- PTZカメラとの連動機能を追加しました。
- オンライン機器との接続時にIPアドレスを直接入力できるようになりました。
- その他、軽微な問題を解決しました。

Ver.1.1.0

- ATND1061LKに対応しました。
- ビームゾーン設定画面、カメラエリア設定画面でのUndo／Redoに対応しました。
- Windows 11に対応しました。
- ネットワーク設定を変更した際にすぐ再起動できるようになりました。
- 設定の決定時などに表示されるメッセージの選択時に、Enterキーを使うことができるようになりました。
- Auto Attenuationの設定に「Attenuation Level」、「Hold Time」が追加されました。
- ビームゾーン設定画面、カメラエリア設定画面のルーラーにX/Y軸が追加されました。
- その他、軽微な問題を解決しました。

対応バージョンについて

Digital Microphone Manager Ver.1.5.0はATND1061DAN／ATND1061LKのファームウェア（Ver.1.4.0）に対応しています。Digital Microphone Managerをアップデートする場合は、必ずATND1061DAN／ATND1061LKもアップデートしてください。

ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社オーディオテクニカ ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）は、当社ウェブサイトからダウンロードされたソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）に関して、お客様と当社との間で締結される法的な契約です。お客様が当社ウェブサイトからソフトウェアをダウンロードされた場合、またはダウンロードされたソフトウェアをインストールされた場合、またはご利用になるにあたっては、必ず以下の条項をよくお読み下さい。お客様が本ソフトウェアをご利用になった場合は、本契約に同意されたものとします。本契約のすべての条項に同意されない場合には、お客様は、本ソフトウェアのインストールおよびご利用をすることはできません。

第1条（使用許諾および著作権等）

（1）当社は、お客様に対し、本ソフトウェアを構成するプログラム、データファイルおよび今後お客様に一定の条件付きで配布され得るそれらのバージョンアッププログラム、データファイル（以下「許諾プログラム」といいます）を本契約書で定める範囲内において使用する権利を許諾します。

（2）許諾プログラムは、著作権および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。許諾プログラムにおける所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権は、当社または当社のライセンサーに帰属します。

（3）許諾プログラムの使用により作成されたデータの権利は、お客様に帰属します。

第2条（使用範囲）

お客様の許諾プログラムの使用範囲は、次のとおりです。

（1）お客様は、お客様のコンピューターにおいて、許諾プログラムを使用することができます。

（2）お客様は、お客様の入力されたデータをバックアップする目的においてのみ、許諾プログラムを複製することができます。ただし、当該複製物は、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、お客様の保有、第三者の保有にかかわらず、いかなるコンピューター上においても並行して使用してはなりません。

第3条（使用制限）

お客様は、許諾プログラムの使用にあたり、次の事項を遵守しなければなりません。

（1）お客様は、許諾プログラムをお客様の所有する他のコンピューターに移管することができます。ただし、その際、許諾プログラムは、移管前のコンピューターからすべて削除しなければなりません。

（2）お客様は、許諾プログラムを頒布、送信してはなりません。

（3）お客様は、許諾プログラムを貸与、リース、担保設定してはなりません。

（4）お客様は、許諾プログラムをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、または本ソフトウェアの派生ソフトウェアを作成してはなりません。

ソフトウェア使用許諾契約書

第4条（保証の制限）

（1）当社は、明示的にも黙示的にも、許諾プログラムの商品性、特定の目的への適合性、第三者の権利を侵害しないことの保証を一切いたしません。また、許諾プログラムが正常に作動すること、許諾プログラムの欠陥や瑕疵が修正されることの保証も一切いたしません。

（2）当社の口頭または書面等による一切の情報または助言は、新たな保証を行ない、またはその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。

第5条（責任の制限）

（1）許諾プログラムの使用に基づいて発生した直接・間接の一切の損害（データ滅失、コンピューターダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）および危険は、すべてお客様が負うものとします。

（2）いかなる場合であっても、当社は、お客様その他第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピューターの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負わないものとします。

第6条（許諾プログラムの譲渡）

お客様は、許諾プログラムを使用する権利を第三者に譲渡することができます。ただし、その際、お客様は許諾プログラムをコンピューターの記録媒体上から完全に消去するとともに、許諾プログラムの複製物を保持してはならず、かつ譲受人は本契約のすべての条項に同意しなければなりません。

第7条（本契約の解除および終了）

（1）お客様が本契約の条項の一つにでも違反した場合、当社は、なんらの催告なくして本契約を即時解除することができます。

（2）本契約が解除となった場合、お客様は許諾プログラムをコンピューターの記録媒体上から完全に消去するとともに、許諾プログラムの複製物を破棄しなければなりません。

（3）本契約の解除に伴い、許諾プログラムが使用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。

第8条（準拠法および雑則）

（1）本契約は、日本国の法律を準拠法とします。

（2）本契約ないし許諾プログラムに関して紛争が生じた場合には、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意するものとします。

株式会社オーディオテクニカ

〒194-8666 東京都町田市西成瀬2-46-1
www.audio-technica.co.jp

Audio-Technica Corporation

2-46-1 Nishi-naruse, Machida, Tokyo 194-8666, Japan
www.audio-technica.com
©2025 Audio-Technica Corporation
Global Support Contact: www.at-globalsupport.com

227700030-01-07

ver.1 2022.11.01
ver.7 2025.05.15